

令和3年1月26日制定

明石市ひきこもり支援関係機関ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 医療、福祉、教育その他のひきこもり支援に関連する分野の関係機関が連携し、ひきこもりの要因、年齢層等に応じたひきこもり支援を行うため、明石市ひきこもり支援関係機関ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ひきこもり支援に係る情報交換及び連絡調整に関する事。
- (2) ひきこもりに対する関係機関の連携による支援に関する事。
- (3) ひきこもり支援に関する調査・研究、研修及び広報・啓発に関する事。
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 就労支援関係者
- (6) 支援関係団体の代表者
- (7) 地域活動団体の代表者
- (8) 行政関係者
- (9) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の職務等)

第5条 会議に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第6条 座長は、会議を招集する。ただし、前条第1項の規定により座長が定められていないときは、市長が招集する。

(事例検討会)

第7条 会議は、ひきこもり支援の状況、方針等に係る情報交換を行うため、事例検討会を置くことができる。

2 事例検討会の出席者は、会議の委員、学識経験者、関係団体及び関係機関に属する者の中から座長が指名するものとする。

(意見の聴取)

第8条 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第9条 委員及び会議に出席した者は、会議の上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。